浪速区役所区民ギャラリー使用要領

（趣旨）

第１条　この要領は、浪速区役所区民ギャラリー（以下「区民ギャラリー」という。）を使用するにあたって必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　この要領は、区民の文化意識の向上、コミュニティ活動の振興に寄与するため、日頃の文化、芸術活動の作品展示の場を提供することにより、これらの活動を支援すること及び市政・区政に関する取組の広報・啓発にかかる展示を行うことを目的とする。

（申請資格）

第３条　区内に在住もしくは在勤、在学する者で構成する団体の代表者とする。

（展示物）

第４条　絵画、書、手芸品、写真等の作品及び広報・啓発ポスター・パネル等とする。

（展示物の制限）

第５条　次の各号に該当する作品については展示することを禁止する。

（1）営利を目的したもの

（2）宗教活動を目的としたもの

（3）特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的としたもの

（4）暴力団もしくは、暴力団員の統制下にある者で構成される団体によるもの

（5）第三者を誹謗・中傷・差別する内容や法令等に違反する内容を含んだもの

（6）公序良俗に反するおそれがあるもの

（7）第７条に定める区民ギャラリーの展示ケース内に収容できないもの

（8）その他区長が使用目的に適さないと認めたもの

（区民ギャラリーの管理等）

第６条　区民ギャラリーの管理等に関する業務は浪速区役所総務課（総務）が行う。

（展示物の設置場所）

第７条　展示物の設置場所は、浪速区役所１階の区民ギャラリーの展示ケース（幅 5.15m、高さ 2.17m、奥行き 0.97m）とする。

（使用料）

第８条　使用料は無料とする。ただし、展示物の設営及び撤去に要する費用については、第 11 条の規定により申請者の負担とする。

（使用期間）
第 9 条　1 週間以上 1 か月間以内とする。ただし、展示作品の設営及び撤去に要する期間を含む。

（使用申請方法等）
第 10 条 使用申請方法は次のとおりとする。
(1) 申請者は、「浪速区役所区民ギャラリー使用許可申請書（様式１）」（以下「使用許可申請書」という。）を浪速区役所総務課（総務）へ提出しなければならない。
(2) 使用の申請は、使用希望開始日の属する月の 6 か月前の月の最初の開庁日の午前 9 時から受付を開始する。
(3) 受付は先着順とする。ただし、同時に複数の申請があった場合は抽選とする。
(4) 申請は、窓口、ファックス、メール及び大阪市行政オンラインシステムにより受け付ける。
(5) 前号で掲げる方法に加え、電話でも予約を受け付ける。その場合は、予約後 1 週間以内に浪速区役所総務課（総務）に使用許可申請書を提出しなければならない。

（使用の許可）
第 11 条　区長は、第 10 条第 1 項の規定による申請があったときは、使用許可申請書に基づき審査を行ったうえで使用許可について、「浪速区役所区民ギャラリーの使用について（様式２）」により申請者に通知する。

（使用許可の取消し）
第 12 条　実際の展示内容が申請内容と異なる場合及び第 5 条各号の事由に該当することが判明した場合は、使用の許可を取り消すことができる。
2　第 11 条の規定により使用許可を受けた後であっても、浪速区役所業務等で使用する場合、許可を取消し、又は使用期間を変更する場合がある。

（作品の展示方法等）
第 13 条　作品の搬入搬出については、全て申請者の責任及び費用において行うものとし、展示ケースの鍵の授受、作品の搬入搬出の際には、事前に浪速区役所総務課（総務）に申し出なければならない。

（損害賠償）
第 14 条 申請者が、区民ギャラリーを損傷し、または備品等を破損、汚損または紛失したときは、これを原状に復し、またはその損害を賠償しなければならない。

（盗難等における本市の責任免除）
第 15 条 作品に破損・盗難等が発生し申請者に損害が発生した場合、本市の責めに帰すべき事由があったとしても、本市は申請者における損害について一切の責任を負わない。

（その他）
第 16 条 その他、区民ギャラリーの使用の取扱に関して必要な事項は区長が定める。

附　則

この要領は、平成 31 年４月１日から施行する。

附　則

この改正要領は、令和４年４月１日から施行する。